



# RIICC Newsletter

October 31, 2019



Osaka Jogakuin (Wilmina) University

Research Institute of International Collaboration and Coexistence

大阪女学院大学 国際共生研究所 <http://www.wilmina.ac.jp/ojc/edu/RIICC>

540-0004 大阪市中央区玉造2-26-54

e-mail: riicc@wilmina.ac.jp

## Contents

|        |                                     |                                  |             |                                                                        |                |    |
|--------|-------------------------------------|----------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------|----------------|----|
| 巻頭言    | 専制と自由<br>Tyranny vs. Liberty        | 幡新 大実                            | 1           | 書籍紹介 1 『節英のすすめ』                                                        | 高橋 絹子          | 8  |
| 研究の軌跡  | 軍縮研究の軌跡<br>資料 軍縮史年表                 | 黒澤 満<br>幡新 大実                    | 2~3<br>4    | 2 『外国語学習とコミュニケーションの心理』                                                 | 山本 淳子          | 8  |
| 研究活動報告 | Project 1<br>Project 2<br>Project 3 | 黒澤 満<br>Brian D. Teaman<br>奥本 京子 | 5<br>6<br>7 | 3 Justice for Some:<br>Law and the Question of Palestine               | 高橋 宗瑠          | 9  |
| 公開研究会  |                                     | 奥本 京子                            | 7           | 4 Destined for War: Can America and<br>China Escape Thucydides's Trap? | Richard Miller | 9  |
|        |                                     |                                  |             | 学会紹介 異文化間教育学会におけるチャレンジ                                                 | 馬淵 仁           | 10 |
|        |                                     |                                  |             | NGO紹介 ビジネスと人権：CSRとの違い                                                  | 高橋 宗瑠          | 11 |
|        |                                     |                                  |             | 編集後記                                                                   | 幡新 大実 / 大塚 朝美  | 12 |

## 巻頭言

## 専制と自由

## Tyranny vs. Liberty



幡新 大実

近年、人権や民主主義を冷笑して敬遠する態度が蔓延している。ふりかえれば、1989年夏、米ソ冷戦の終焉を受けてフランス・フクヤマが『歴史の終焉?』と題して西側自由民主主義こそがヒトの統治体制の進化の最終形態である(The National Interest, No. 16, p. 4)と論じて人知れず冷笑を誘った。日系人が西側の喜びそうな議論を付度して臆面もなく披露したので、西側の中心でははにかみと慎重、その外や周辺では賛同と冷笑が入り混じった。その後の歴史は、その冷笑の逆転勝利へと邁進した。西側自由民主主義を冷笑している代表格がプーチンであり、その嘲りの格好の対象がトランプである。

古代プラトンの時代から民主政はいつの間にか衆愚政に墮し気が付いたら僭主(独裁)政に陥っている危険が指摘され、その実例は歴史上枚挙にいとまがない。フクヤマ自身、歴史の終焉は「退屈」なので再び彼のいう「歴史」つまりヒトの統治思想の優劣の競争を再開するかも知れないと予言した(p. 18)。もう退屈して衆愚に陥っている国は少なくないが、中国共産党はまだ「歴史」即ち資本主義の最高発展段階である帝国主義を打倒する闘争は終わっていないと考えていないだろうか? 香港情勢を見ていてそんな疑問が沸いた。

香港市民の台湾での殺人をきっかけに刑事被告人等の引渡条例の改正が検討され、本年3月29日、この機会に中華人民共和国「本土」への引渡の道を拓く改正案が公表された。たちまちデモが起り、6月15日、林鄭月娥行政長官は同案を当面 substand すると発表した。そんな英語はなかった。同21日には来年7月に廃案となることを受け入れると言ったが、随分先の話だった。8月30日、林鄭長官の同案撤回の要請を北京が却下したが、林鄭の辞職の意向を捉えた盗聴記録が公表されたせいか、それとも米議会が香港向けの特別緩い関税率と査証基準を差し止める法案の審議に入るせいか、北京の許可が下りたようで、9月4日、林鄭長官は同案を撤回すると明言した。それでもデモは収束しない。

日本では、この改正案は中国語の略称「逃犯條例草案」から「逃亡犯条例案」と訳されるが、これでは本質が見えない。「逃亡犯」とは、つまるところイギリスの19世紀の旧引渡法



Extradition Act 1870の今は使われない用語 fugitive offenders の直訳だが、その中身は、同法前文や10条に明かなように既決犯(convicted)だけでなく未決の被告人(accused)、つまりあくまでも無罪が推定される人の引渡しを含むので、犯人だと決めつけてはいけない。当時から外国当局の主張する公訴事実が政治犯、つまりまともな刑事訴追(prosecution)とはいえない単なる迫害(persecution)から逃れた、今でいう難民に当たる場合は引渡の対象外である。その後の母法改正に伴う香港向け法令改正により、量刑に死刑のある罪の場合や人権水準の低い国からの要請も対象外だ。

1997年に香港そのものがイギリスから中華人民共和国へ引渡(handover)された後も2047年まで「一国二制度」で香港特別行政区は従来の法制度を維持できる約束だ。しかし、中国共産党は、香港とはイギリスの置いていった帝国主義のトロイの木馬で、帝国主義とは西側の自由民主主義と市場経済の2つからなると見ているのではない。だから選挙制度を細工して香港の行政長官と立法会の多数を常に共産党の親派で固めて、2047年後の香港に自由民主主義のトロイの木馬が残らないように根絶する機会を伺っている。今回の引渡条例改正もその筋の布石のつもりだったのだろう。そして街頭デモだけが、これまでもそうだったように、香港の自由を守る唯一の防波堤となってきた。共産党はこれを帝国主義の策動と見なして手を変え品を変え弾圧を続ける。デモ隊も選挙の自由化を要求し続ける。しかし、その背後で香港人の海外流出も続き、香港の自由はジリ貧傾向にある。これまで中国共産党は香港を通して帝国主義の経済的便益だけを良いと取りする戦略で来たが、米議会が香港の特別扱いを止める諸刃の剣をふるう日も遠くない。次に「帝国主義」から「解放」されるべき「領土」(天下)は台湾、沖縄(琉球)と続くだろう。

## 研究の軌跡

## 軍縮研究の軌跡

黒澤 満

本稿は、大阪女学院大学の退職を控え、これまでの50年にわたる自身の軍縮研究の軌跡を辿るものである。

第1の関心は、軍縮問題を学問体系の一環として理論的に体系的に整理することであり、特に国際法の観点から研究することであった。1960年代、70年代においては、軍縮問題は国際法の教科書ではほとんど取り上げられることはなく、軍縮に関する章や節はまったく存在しなかった。1970年代、80年代の初期の研究は、この問題に集中し、最初の学術論文は、「軍縮に関する現代国際法の形成とその特徴」『阪大法学』93号、1974年であり、それを補完する「軍縮関連条約における検証」『阪大法学』98号、1975年である。

その後もこの研究に集中し、それは後に『現代軍縮国際法』（西村書店、1986年）として、軍縮国際法の基本的図書として刊行された。ここでは、軍縮国際法の基礎として、軍縮の概念と内容、軍縮と国連憲章、軍縮交渉の概観、国連軍縮特別総会が検討され、具体的な軍縮の内容として、核実験禁止、核不拡散、非核兵器地帯、国家領域外の規制、戦略兵器の制限、核兵器の使用禁止、生物兵器の禁止が分析されている。さらに軍縮国際法の基本問題として軍縮措置の基本的性質、軍縮と検証、軍縮国際法の一般性と特殊性、安定性と継続性、未来指向性が研究されている。

1990年代にこの問題意識を拡大したのが、『軍縮問題入門』（東信堂、1996年）であり、軍縮の問題を数人の専門家と共に編著者として刊行したものである。これは1999年、2005年、2012年と3回にわたり改訂版が刊行されている。これは研究書ではなく、軍縮問題全般に関心のある人々に対して、および大学での教科書として刊行されたものである。第4版の内容は、軍縮の現状と課題、核兵器の削減、核兵器の不拡散、核実験の禁止、非核兵器地帯の設置、化学兵器の禁止、生物兵器の禁止、

大量破壊兵器の不拡散、通常兵器の規制と禁止、南極・宇宙・海底での規制となっており、各分野の第一人者16名が執筆している。さらに巻末には資料として、学習・研究案内、関連サイト、年表、条約一覧などが含まれている。

また軍縮国際法全体の研究書としては、『軍縮国際法』（信山社、2003年）が刊行されており、ここでは、軍縮国際法総論、戦略兵器の削減、核兵器の不拡散、核兵器の実験禁止、非核兵器地帯の設置、核兵器の使用禁止、大量破壊兵器の禁止と規制、人間の安全保障と軍縮、21世紀の軍縮が詳細に検討されている。

軍縮国際法の学問体系での位置づけなど理論的な研究は、「軍縮国際法—国際法学からの軍縮の分析」『阪大法学』56巻6号、2007年および「国際法上の軍縮の概念」日本軍縮学会編『軍縮・不拡散の諸相』2019年でも引き続き検討されている。

これらの研究の成果の一環として、1990年代以降の国際法の教科書においては、「軍縮」に1つの章が当てられており、国際法の内容の重要な構成要素となっている。

第2の関心は、1970年代後半から1980年代半ばにかけて実施した核不拡散に関する研究で、「核兵器国と非核兵器国の義務のバランス」『法政理論』10巻3号、1978年に始まる一連の研究で、核兵器不拡散体制の起源から、基本構造、個々の条項など核不拡散条約を中心に研究するものである。これは最終的には『軍縮国際法の新しい視座—核兵器不拡散体制の研究』（有信堂高文堂、1986年）として一冊の書籍にまとめられた。その内容は特に核兵器不拡散条約の交渉の背景と内容の詳細な研究であり、核兵器不拡散体制の起源、核兵器不拡散体制の基本構造（第1・2条）、保障措置の展開（第3章）、原子力平和利用と核兵器不拡散（第4条）、核兵器不拡散と核軍縮（第6条）、非核兵器国の安全保障および核兵器不拡散体制と現代国際社会の諸問題が詳細にかつ理論的に検討されている。

第3の関心は、1980年代後半から1990年代初めにかけての米ソ核軍縮交渉の研究である。これは「ABM条約の法構造」『法政理論』19巻4号、1987年から始まる研究で、1960年代後半から1980年代初めの期間における米国とソ連による核軍縮交渉の実態と交渉の結果成





立した条約の内容を検討するものである。内容は、SALT開始の背景、ABM条約、SDIとABM条約、SALT I 暫定協定、SALT II 条約、SALT 違反問題、INF 条約、START条約および核軍縮と現代国際法の研究を含むもので、これは『**核軍縮と国際法**』（有信堂、1992年）として一冊にまとめ刊行された。本書は博士論文として大阪大学に提出され、1993年に博士（法学）（大阪大学）が与えられた。

第4の関心は、冷戦終結後の1990年代の核不拡散体制の実際の展開に関する研究である。「核兵器不拡散問題の現状と課題」『国際問題』397号、1993年、「新国際安全保障秩序と核軍縮」黒澤満編『**新しい国際秩序を求めて**』（信山社、1994年）、「新国際秩序と不拡散」山影進編『**新国際秩序の構想**』（南窓社、1994年）などでは、冷戦終結後の新しい国際秩序の形成と核不拡散体制を、特に1995年のNPT再検討・延長会議を視野にいれて分析するものであり、さらにNPT無期限延長が決定された後の核不拡散体制の研究、特に「核兵器廃絶に向けてーCTBTとICJ勧告的意見の検討」『国際公共政策研究』1巻1号、1997年、「包括的核実験禁止条約の基本的義務」『阪大法学』47巻4・5号、1997年、「国際核不拡散体制の動揺と今後の課題ーインド・パキスタンの核実験の影響」『阪大法学』48巻4号、1998年など、核不拡散体制の実際の展開を分析し、研究するものである。

第5の関心は、2000年以降の核不拡散体制および核軍縮をめぐる交渉や条約の成立をめぐる研究であり、NPT再検討会議における議論については、「2000年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』50巻4号、2000年、「2005年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』55巻2号、「2010年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』60巻3号、2000年、「2015年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』65巻3号、2015年と執筆し、NPT再検討会議における核軍縮の議論およびそこから生まれた合意の内容を分析し、今後の方向を提案している。

第6の関心は、米国の核政策の研究であり、「米国の新核政策『核態勢見直し』の批判的検討」『政経研究』39巻4号、2003年、「オバマ政権の核軍縮・核不拡散政策」『阪大法学』59巻2号、2009年、「米国の核政策：トランプ政権の核態勢見直しを中心に」『阪大法学』68巻2号、2018年、「INF条約離脱とミサイル防衛見直し」『阪大法

学』69巻1号、2019年で、3代にわたる米国政権の核政策を詳細に分析し、特に単独主義でABM条約から離脱したブッシュ政権とアメリカ第一主義で国際法の枠組みを破壊し、力の支配を主張するトランプ政権を批判的に検討している。

第7の関心は、2000年代後半から始まった「核兵器のない世界」を目指した国際的な動きの分析であり、「核兵器のない世界のビジョン」『阪大法学』58巻3・4号、2008年、「核兵器の役割低減と国際法」『国際法外交雑誌』111巻3号、2012年などで分析するとともに、これらに関して、『**核兵器のない世界へ：理想への現実的アプローチ**』（東信堂、2014年）を執筆し、そこでは、核兵器のない世界の構想については4人の元高官の提案、オバマ大統領の提案や政策を検討し、核兵器のない世界へのアプローチとして核兵器禁止条約、核軍縮への人道的アプローチ、核兵器の非正当化を分析し、核兵器の役割の低減では核兵器の第一不使用、消極的安全保証、核兵器の警戒態勢の解除を提言し、核廃絶への現実的アプローチに関しては長期的で包括的な措置と短期的で個別的な措置を検討した。

第8の関心は、2010年代から始まる「核兵器禁止条約」を巡る議論および成立した条約の意義と課題を巡るもので、「核廃絶への人道的アプローチ」『阪大法学』63巻3・4号、2014年、「核軍縮と人類の安全保障」黒澤満編『**国際共生と広義の安全保障**』（東信堂、2017年）、「核兵器禁止条約の意義と課題」『大阪女学院大学紀要』14号、2018年、「核兵器廃絶へのアプローチ」『大阪女学院大学紀要』15号、2019年、「核兵器のない世界に向けて：StigmatizationとDelegitimization」山口響監修『**核兵器禁止条約の時代：核抑止をのりこえる**』（法律文化社、2019年）などで分析を行った。

第9の関心は、軍縮研究に特化した学会の創設であり、2009年4月に「日本軍縮学会」を創設し、年次研究大会を中心に活動を行い、機関誌『**軍縮研究**』を毎年刊行し、ニュースレターを発行している。創設5周年には日本軍縮学会編『**軍縮辞典**』を刊行した。項目数は820で執筆者は124名であり、編纂委員長を務めた。創設10周年には学会の記念論文集として日本軍縮学会編『**軍縮・不拡散の諸相**』を刊行し、20名が執筆し、編集委員長を務めた。



| 年月日/黒澤先生の年齢 | 軍縮史年表                                                          | 終末時計           | 01234567891011121314151617<br>分分分分分分分分分分分分分分分分 |
|-------------|----------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------|
| 1899年7月29日  | ハーグ陸戦法規署名(23条不必要な苦痛を与える害敵手段禁止)                                 |                |                                                |
| 1919年6月28日  | 国際連盟規約署名(第8条軍縮 reduction of armaments)                         |                |                                                |
| 1945年6月26日  | 0 国際連合憲章署名(第11条軍備縮少 disarmament と軍備規制 regulation of armaments) |                |                                                |
| 1945年7月16日  | 0 米原爆実験成功(アラモゴルド)                                              |                |                                                |
| 1945年8月6日   | 0 広島に原子爆弾投下;9日長崎に投下                                            |                |                                                |
| 1946年11月3日  | 1 日本国憲法公布(9条2項戦力不保持)(47年5月3日施行)                                |                |                                                |
| 1947年       | 2                                                              | 23:53:00 あと7分  |                                                |
| 1949年8月29日  | 4 ソ連原爆実験成功(セミパラチンスク)核軍拡競争本格化                                   |                |                                                |
| 1949年       | 4                                                              | 23:57:00 3分    |                                                |
| 1952年10月3日  | 7 英原爆実験成功(西オーストラリア沖)                                           |                |                                                |
| 1952年11月1日  | 7 米初の本格的な水爆実験(マーシャル諸島)                                         |                |                                                |
| 1953年8月12日  | 8 ソ連水爆実験発表(核軍拡競争加速)                                            |                |                                                |
| 1953年       | 8                                                              | 23:58:00 2分    |                                                |
| 1954年3月1日   | 9 米水爆実験(ビキニ環礁)で第五福竜丸被爆                                         |                |                                                |
| 1955年7月9日   | 10 ラッセル・アインシュタイン宣言                                             |                |                                                |
| 1955年11月22日 | 10 ソ連水爆実験成功                                                    |                |                                                |
| 1957年11月8日  | 12 英水爆実験成功(クリスマス島)                                             |                |                                                |
| 1960年2月13日  | 15 フランス原爆実験(アルジェリア)                                            |                |                                                |
| 1960年       | 15                                                             | 23:53:00 7分    |                                                |
| 1962年10月27日 | 17 キューバ海上封鎖中の米軍がソ連核武装潜水艦に浮上を促す爆雷投下                             |                |                                                |
| 1963年8月5日   | 18 部分的核実験禁止条約PTBT署名(同年10月10日発効)                                |                |                                                |
| 1963年       | 18                                                             | 23:48:00 12分   |                                                |
| 1964年10月16日 | 19 中華人民共和国原爆実験(新疆ロプノール)                                        |                |                                                |
| 1967年2月14日  | 22 中南米核兵器禁止(トラテロルコ)条約署名(68年4月22日発効)                            |                |                                                |
| 1967年6月17日  | 22 中華人民共和国水爆実験                                                 |                |                                                |
| 1968年7月1日   | 23 核兵器不拡散条約NPT署名(70年3月5日発効)                                    |                |                                                |
| 1968年8月24日  | 23 フランス水爆実験(ファンガタウファ環礁)                                        |                |                                                |
| 1968年       | 23                                                             | 23:53:00 7分    |                                                |
| 1969年11月17日 | 24 米ソ戦略兵器制限交渉SALT I開始(ヘルシンキ)                                   |                |                                                |
| 1969年       | 24                                                             | 23:50:00 10分   |                                                |
| 1972年4月10日  | 27 生物兵器禁止条約署名(75年3月26日発効)                                      |                |                                                |
| 1972年5月26日  | 27 米ソ弾道弾迎撃ミサイル(ABM)条約(同年10月発効)                                 |                |                                                |
| 1972年       | 27                                                             | 23:48:00 12分   |                                                |
| 1974年5月18日  | 29 インド初原爆実験                                                    |                |                                                |
| 1974年       | 29                                                             | 23:51:00 9分    |                                                |
| 1977年5月18日  | 32 環境改変技術敵対的使用禁止条約署名(78年10月5日発効)                               |                |                                                |
| 1979年6月18日  | 34 米ソ第二次戦略兵器制限条約(SALT II)署名(発効せずも遵守)                           |                |                                                |
| 1979年11月9日  | 34 北米航空宇宙防衛司令部でソ連核ミサイル発射の誤報                                    |                |                                                |
| 1980年       | 35                                                             | 23:53:00 7分    |                                                |
| 1981年       | 36                                                             | 23:56:00 4分    |                                                |
| 1983年9月26日  | 38 ソ連早期警戒システムが米核ミサイル発射を誤報                                      |                |                                                |
| 1984年       | 39                                                             | 23:57:00 3分    |                                                |
| 1985年8月6日   | 40 南太平洋非核地帯(ラロトンガ)条約署名(86年12月11日発効)                            |                |                                                |
| 1987年12月8日  | 42 米ソ中距離核戦力INF全廃条約署名(88年6月1日発効)                                |                |                                                |
| 1988年       | 43                                                             | 23:54:00 6分    |                                                |
| 1990年       | 45                                                             | 23:50:00 10分   |                                                |
| 1991年7月10日  | 46 南アフリカ核拡散防止条約加入                                              |                |                                                |
| 1991年7月31日  | 46 米ソ戦略兵器削減条約START I署名(94年12月5日発効)                             |                |                                                |
| 1991年       | 46                                                             | 23:43:00 17分   |                                                |
| 1993年1月13日  | 47 化学兵器禁止条約署名(97年4月29日発効)                                      |                |                                                |
| 1993年3月12日  | 48 朝鮮民主主義人民共和国、核不拡散条約脱退通告(〜6月11日中止)                            |                |                                                |
| 1993年3月24日  | 48 南アフリカ大統領、核武装を認めて廃棄を公表                                       |                |                                                |
| 1993年8月13日  | 48 国際原子力機関IAEA、南アフリカ非核化査察完了                                    |                |                                                |
| 1995年12月15日 | 50 東南アジア非核兵器地帯(バンコク)条約署名(97年3月28日発効)                           |                |                                                |
| 1995年       | 50                                                             | 23:46:00 14分   |                                                |
| 1996年4月11日  | 51 アフリカ非核兵器地帯(ベリンダバ)条約署名(09年7月15日発効)                           |                |                                                |
| 1996年7月8日   | 51 国際司法裁判所ICJ核兵器使用合法性に関する勧告的意見                                 |                |                                                |
| 1996年9月10日  | 51 包括的核実験禁止条約CTBT署名(未発効)                                       |                |                                                |
| 1997年12月3日  | 52 対人地雷全面禁止条約署名(99年3月1日発効)                                     |                |                                                |
| 1998年5月11日  | 53 インド(11日)とパキスタン(28, 30日)が核実験                                 |                |                                                |
| 1998年       | 53                                                             | 23:51:00 9分    |                                                |
| 2002年5月24日  | 57 米ソ戦略攻撃能力削減条約SORT署名(03年6月1日発効)                               |                |                                                |
| 2002年6月13日  | 57 米ABM条約破棄                                                    |                |                                                |
| 2002年10月23日 | 57 キューバが中南米核兵器禁止条約批准                                           |                |                                                |
| 2002年       | 57                                                             | 23:53:00 7分    |                                                |
| 2003年1月10日  | 58 朝鮮民主主義人民共和国、核不拡散条約脱退通告                                      |                |                                                |
| 2003年12月19日 | 58 リビア、核兵器開発計画を認めて破棄を公表                                        |                |                                                |
| 2006年9月8日   | 61 中央アジア非核兵器地帯(セミパラチンスク)条約署名(09年3月21日発効)                       |                |                                                |
| 2006年10月9日  | 61 朝鮮民主主義人民共和国初原爆実験                                            |                |                                                |
| 2007年       | 62                                                             | 23:55:00 5分    |                                                |
| 2008年12月3日  | 63 クラスタ弾禁止条約署名(10年8月1日発効)                                      |                |                                                |
| 2010年3月6日   | 65 米ソ新戦略兵器削減条約新START署名(11年2月5日発効)                              |                |                                                |
| 2010年       | 65                                                             | 23:54:00 6分    |                                                |
| 2015年       | 70                                                             | 23:57:00 3分    |                                                |
| 2017年7月7日   | 72 国連総会、核兵器禁止条約採択(9月20日署名開始・未発効)                               |                |                                                |
| 2017年       | 72                                                             | 23:57:30 2分30秒 |                                                |
| 2018年       | 73                                                             | 23:58:00 2分    |                                                |
| 2019年8月2日   | 74 米ソ中距離核戦力INF全廃条約失効                                           |                |                                                |

文責：幡新大実

## 研究活動報告

## Project 1

黒澤 満

プロジェクト1の研究課題は、「国際共生の研究」であり、この1年はさまざまな研究報告を中心に活動を実施した。

まず「核兵器廃絶へのアプローチ」と題する黒澤満教授の報告は、三つのアプローチ、すなわち、伝統的に主張されてきた核兵器条約の作成、核不拡散軍縮国際委員会やジェームズ・マーティン不拡散研究所が主張する核兵器の非正当化、国際NGOが主張する核兵器に悪の烙印を押すアプローチを検討し、特に2107年に採択された「核兵器禁止条約」との関連で、悪の烙印を押す(stigmatize)という概念の内容を明らかにし、この条約の特徴として、核兵器の使用と保有に対する世界的なタブーの強化が条約の目的であることを明確にした。その後、非正当化のアプローチと悪の烙印を押すアプローチを、目的、理由、手段、安全保障の概念、有効性、核抑止の観点から比較検討し、両アプローチの目的は同じであり、両者は補完的に機能するものであると結論した。

次に「開発途上国における学業不正—実態と要因に着目して—」と題する前田美子教授の報告では、カンボジアを事例として、開発途上国におけるカンニング行為の実態が考察された。先行研究やメディアの報告では、あたかもすべての子どもが小学校の時から常習的にカンニング行為を行っているように描かれているが、小中高を通じてほとんどカンニング行為を行っていない者や、小学校の時からカンニング行為を

行っている中学や高校でその行為をやめる者もいることが明らかになったことが報告された。また、カンニング行為を行うかどうかを決定する主要因として、カリキュラム、教員との関係、保護者のカンニング行為に対する態度、同級生のカンニング行為に対する態度、学校や教育省の規則があり、その作用の仕方や大きさは、カンボジア特有の政治的、社会的、文化的な影響を受けているという分析結果も報告された。

第3に、「Reparation for the Loss of Aboriginal Languages in Australia (オーストラリアにおける先住民言語喪失の償い)」と題する幡新大実教授の報告は、アボリジニ言語復興に携わるアデレード大学言語学教授ツッカーマンの「先住民言語所有権に基づく補償を」という議論の法的弱点を解明し、むしろ理論的には文化的ジェノサイドの方が筋が良いと思われる、実定法的には例えば「口承による伝統や表現（その伝達手段の言語を含む）」を保護対象にするユネスコ世界無形文化遺産保護条約へのオーストラリアの加入を促すことの方がツッカーマンの言いたいことに忠実ではないかという視点から行われ、言語とアイデンティティ、ジェノサイドの故意、アイヌ語復興、カナダ先住民言語復興の自殺・犯罪率低減効果に関する実証研究等について英語で活発な意見交換がなされた。

## 研究会開催報告

## プロジェクト1研究会 (Project 1)

- ▶ 第68回 日 時：2018年10月17日 報告者：黒澤 満 大阪女学院大学教授  
タイトル：「核廃絶へのアプローチ：非正当化と悪の烙印を押す」
- ▶ 第69回 日 時：2018年11月21日  
報 告 者：Lu, Deting (大阪女学院大学大学院博士前期課程2年)  
タイトル：「Domestic violence in Japan - growing awareness of male parties」  
報 告 者：Mallawaarachchi, Chamila (大阪女学院大学大学院博士後期課程2年)  
タイトル：「Role of program makers in building peace and social cohesion in Sri Lanka -summary of field work in Sri Lanka」
- ▶ 第70回 日 時：2019年1月30日  
報 告 者：Bastola, Susmita (大阪女学院大学大学院博士前期課程1年)  
タイトル：「Possibilities of Youth Migration: A Case Study of Nepal」  
報 告 者：Hou, Rong (大阪女学院大学大学院博士前期課程1年)  
タイトル：「Emotional Competence in Kindergartens: Chinese Teachers' Perceptions and Responses to Kindergartners' Emotions」  
報 告 者：Tang, Yuk Ching Bibiana (大阪女学院大学大学院博士前期課程1年)  
タイトル：「Quest for Identity: Young People in Hong Kong」
- ▶ 第71回 日 時：2019年5月8日 報告者：前田 美子 大阪女学院大学教授  
タイトル：「開発途上国における学業不正：実態と要因に着目して」
- ▶ 第72回 日 時：2019年7月10日 報告者：幡新 大実 大阪女学院大学教授  
タイトル：「On language rights: aboriginal languages as intangible cultural heritage」



## 研究活動報告

## Project 2

Brian D. Teaman

This year, RIICC's Project 2, Research on Language Learning (RoLL), welcomed visiting scholar Dr. Michael Burri as a guest speaker on Dec. 12, 2018. His presentation was titled "Examining the Development of Practices and Cognitions about Pronunciation: A Longitudinal Study." In this continuing study he follows teachers over five years from their student teaching experience in pronunciation pedagogy in 2013 until the present as they continue as teachers of English.

Project 2 also held the Back to School Spring Conference in cooperation with Osaka chapter of the Japan Association of Language Teachers on May 11, 2019. This was the 4th year of RIICC's co-sponsorship of this conference. There were nearly 100 attendees and over 25 presentations and poster



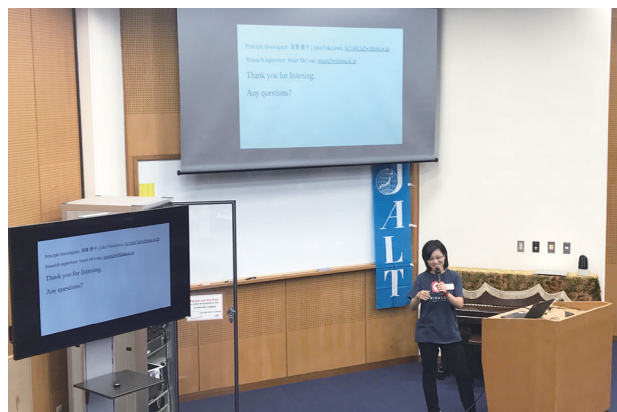
sessions given on this day. It was notable that several students at Jogakuin were featured speakers and many other current and former OJ faculty members contributed to this successful conference.

Welcoming remarks on behalf of Osaka Jogakuin were given by vice-president and RiCC RoLL member Steve Cornwell. After this, attendees were treated to plenary speeches by students from Osaka Jogakuin University. First, three third-year undergraduate students gave the first presentation entitled: *Continue or Give Up?* Nguyen Phuong Thao, Nguyen Thi Huyen Trang who are from Vietnam and Nakajima Momoka from Japan talked about how studying at OJU can be quite difficult, but it also gives them the chance to gain knowledge and satisfy their curiosity as well as teaching them to be more persistent in studying. They are also able to discover their own personal motivation rather than just having their motivation come from teachers or course requirements. A second presentation by Aiko Fukazawa reported on computer literacy of university students in Japan. She reported that thanks to the wide acceptance of mobile phones and tablets, people can access the internet anytime and anywhere. However, some students have difficulties in their studies because they do not have a basic knowledge of how to use computers. This presentation looked at the current situation of computer literacy in Japan and discussed the results of a survey on computer literacy at a Japanese university. It was shown that although students might be well versed in many aspects of mobile computing due to familiarity with

smartphones and tablets, they still lack basic computer literacy skills needed to perform effectively at school as well as work.

Featured speaker and OJU faculty member, Professor Stuart McLean, gave a presentation entitled: An Online-vocabulary program - expanding test ranges, and self-scoring speaking and spelling tests. He first mentioned design features that empirical research suggests contribute to ideal vocabulary learning and went on to say that while research can inform classroom activities, implementing research findings in pedagogical settings is often problematic. He described the creation and implementation of a research-based institution-wide vocabulary learning program that integrates online out-of-class learning with in-class self-marking spelling and speaking vocabulary tests. He also described the steps taken to overcome the challenges met in implementing the program.

One of the highlights of the day was a special presentation by Min Ku representing TELL Japan. TELL is a multifaceted, nonprofit organization that has been serving Japan's international community since 1973. They offer free, anonymous and confidential telephone counseling and information, professional face-to-face counseling and an extensive outreach program. Ms. Ku's presentation entitled *Mental Health and Well-being: TELL us how you are doing* introduced TELL's programs and discussed how attendees could get involved in TELL's vital programs which provide many important services for the international community in Japan. Finally, Bob Sanderson, president of Osaka JALT led a final slam session where attendees were able to talk about anything that they wanted to. They shared about teaching ideas, websites and apps that they considered crucial for teachers and learners in Japan. RIICC project 2 was glad to be a part of another Back to School conference and we look forward to hosting this conference once again in May 2020.



## Research on Language Learning (Project2)

- ▶ 第11回 日 時：2018年12月12日  
 タイトル：[Examining the Development of Practices and Cognitions about Pronunciation: A Longitudinal Study]  
 講 師：Dr. Michael Burri (lecturer in TESOL at the University of Wollongong & visiting scholar at Osaka Jogakuin for 2018 academic year)
- ▶ 第12回 日 時：2019年5月11日  
 タイトル：[Back to School 2019]  
 共 催：The Japan Association for Language Teaching (JALT: 全国語学教育学会)

## 研究活動報告

## Project 3

奥本 京子

プロジェクト3は2014年11月に活動を本格化させ、建設的・積極的なコミュニケーションのあり方を検討し、人間社会における関係性構築のための多様な形態について調査・研究を行ってきた。以下に、過去一年間の主な活動を列挙する。

**\*ワークショップ「アニメを通した平和教育：ワークショップと場づくりの意味」**

日時：2018年10月29日

会場：大阪女学院大学 会議室I

共催：国際協力コース

講師・ファシリテーター：高部優子氏。現在、教育関係の映像制作会社を経営しながら、横浜国立大学博士課程後期で平和教育と映像を研究している。恵泉女学園大学非常勤講師。

内容：講師・ファシリテーターの高部氏が、「平和」にこだわり研究・実践するようになった経験について共有し、2012年、清泉女子大学大学院地球市民学専攻修士課程で、包括的平和教育、紛争解決学を学び、解説書つきアニメーション『みんながHAPPYになる方法』（平和文化）を出版したことが、現在の仕事の原点である。また、2018年には、平和学の開拓者の一人であるヨハン・ガルトウングの平和理論を、アニメーション化した。そのアニメを視聴し、ワークショップの形式で、「平和研究」とは何かを、また、平和、暴力、紛争解決などの重要概念を共に考える実践を展開した。参加者からも多くの発言があり活発なワークショップとなった。

**\*研究会「今後の『ファシリテーション（メディエーション）』研究の方向性について」**

日時：2019年6月12日

会場：大阪女学院大学 2F 演習室

内容：研究会の形で、特に誰かがファシリテーター・講師を務める設定ではなく、参加者が自由に議論を深めた。参加者が、各自の研究・実践領域について簡単に紹介し、「ファシリテーション」との関係（の可能性）について共有した。キーワードを挙げるとすれば、例えば、平和紛争学、トレーニング・教育、芸術アプローチ。開発教育、教育開発。グループ実践、学びの場、

心理学トレーニング各種、ゲシュタルト療法。多様な人たちの中の包摂、ジェンダー・外国人の視点、組織開発、グループワーク、コーチング。リトレや授業で学生が自らの体験的なものに依拠する実践、など。これを受けて次回に繋げることを共通の意図とした。「共生」や「ファシリテーション」概念のイメージ図づくりを、キーワードなどを分類することで実践してみることになった。

**\*研究会「各学問領域における『ファシリテーション（メディエーション）』研究の位置づけについて」**

日時：2019年7月17日

会場：大阪女学院大学 2F 演習室

ファシリテーター：奥本京子、前田美子（大阪女学院大学 教員）  
使用言語：日本語（必要に応じて英語）

内容：「ファシリテーション」をめぐるファシリテーション（ワークショップ形式での実施）というべきか。前回の研究会を受け、「ファシリテーション」とは何か、「ファシリテーター」とは誰か、について、イメージ図づくりを行った。マーカーでキーワードを一つずつ書き込んだ多くの付箋を、模造紙に貼りつつ、議論を深めていった。議論の末、まずは基準となる一軸を立ち上げるとした。両極を、委ねる・任せるタイプと、積極的タイプとし、提案された多数のキーワードを貼り出した。今回は、この図を基に、各自の研究・実践領域がどう重なるのかを共有する予定である。



## 研究会開催報告

**ファシリテーション・メディエーション研究（Project 3）**

- ▶ 第17回 日 時：2018年10月29日  
講 師：高部優子氏  
タイトル：「アニメを通した平和教育：ワークショップと場づくりの意味」  
共 催：国際協力コース
- ▶ 第18回 日 時：2019年6月12日（水）12時45分～13時20分  
タイトル：「今後の『ファシリテーション（メディエーション）』研究の方向性について」
- ▶ 第19回 日 時：2019年7月17日（水）16時40分～18時10分  
タイトル：「各学問領域における『ファシリテーション（メディエーション）』研究の位置づけについて」

## 大阪女学院大学国際共生研究所 公開研究会

奥本 京子

- 第1回 2019年6月18日（火）18時20分～19時50分 会議室I  
共催：大阪女学院大学国際協力コース  
「ルワンダの大量虐殺から学ぶ平和構築」第1回
- 第2回 2019年7月2日（火）18時20分～19時50分 会議室I  
共催：大阪女学院大学国際協力コース  
「ルワンダの大量虐殺から学ぶ平和構築」第2回

国際協力コースの学生ら（4年生）によるシリーズ企画である。  
25年前のルワンダ・ジェノサイドに関するドキュメンタリー

の鑑賞とワークショップを通じ、深く学ぶ機会となった。各回に40名ほどの参加者を得て、学生はファシリテーションの難しさと楽しさを学びつつ、参加者全員で、人類史上残酷を極める経験をしたルワンダの人々が、人対人の平和構築をどう実現してきたのかや、NGO・市民社会の活動のもとで実践される和解のプロセスから、生きること・生命について、謝罪・赦しとは何かについて、対話を実践した。

## 「節英のすすめ」脱英語依存こそ国際化・グローバル化対応のカギ

木村護郎 クリストフ 著 萬書房  
2016年12月刊 288ページ

高橋 絹子

## 書籍紹介 1

本書は言語社会学者で上智大学外国語学部ドイツ語学科教授の木村護郎クリストフ氏の著作である。「節英」という言葉は、「節電」から派生した造語で、「自分の英語使用がどのような意味をもつかを自覚して、節度を持って使うこと」と定義している。著者は巻頭で『グローバル化時代』に対応するためにはひたすら、英語力を高めていくしかない。あるいは英語ができなければこれからの『グローバル社会』でやっていけないといった脅迫観念から自由になろうというのが本書の基本的な主張である」と述べているが、本書にはその具体的な意味が著者の研究と豊かな国際経験に基づいて例を挙げて説明されている。ドイツの一部の地域で話されているソルブ語やポーランド語を話すことのできる著者は、まず世界を英語だけを通して見ることの危険性を指摘。世界の多数派は英語の外に

ることから、英語ができることでそれが世界のすべてであると思ってしまうことにも警鐘を鳴らす。「とりあえず英語をやっておけばなんとかなる」ではなく、英語を勉強する際には、目的を明確に、電気と同様、まったく使わないということではなく、頼らなくてよいところは使わずに、無駄な利用はやめるべきと提唱する。その代案として、大阪女学院大学が導入しているイングリッシュ・プラスワン同様、隣国の言葉など英語以外の言語学習や、さらには通訳者の利用も勧めている。国際化の進む社会において、意志疎通を行うことの奥深さを改めて考えさせられる1冊である。



## 外国語学習とコミュニケーションの心理 —研究と教育の視点—

八島智子 著 関西大学出版部  
2019年3月刊 236ページ

山本 淳子

## 書籍紹介 2

著者の八島智子氏は、第二言語不安や動機づけ研究における第一人者で、国際的志向性 (International Posture) という概念の提案者である。この書は、2004年に出版された「外国語コミュニケーションの情意と動機」の改訂版で、15年間に蓄積された新たな研究成果が加えられている。八島氏の専門分野である外国語コミュニケーションと動機づけ、不安、である、Willingness to Communicate, WTC (コミュニケーションに対する学習者の意欲を表す概念) についての研究とそれらの教育への応用などが中心となっている。

本書を読むと、異文化コミュニケーションが動機づけに与える影響がいかに大きいかかわかる。留学などの異文化接触を通して、英語を使う必要性を痛感することでWTCが上昇するのである。留学をしないとしても、筆者がいうところの「教室の先に広がる異文化コミュニケーションの可能性」を考慮して授業をデザ

インすれば、同様にWTCは上がるだろう。

最終章の「教育実践への展望」では、コンテンツ・ベースの教育に言及している。「伝える内容を持たせること」により「WTCを養うこと」さらに「WTCを発揮するための手段 (英語力)」の3つを包括的にとらえることが肝要で、それにより八島氏が理想とする「世界に響く voices を創る」ことができるのだという。

今後は、コンテンツ・ベースに加え、コンピテンシー・ベースの教育の比重も増えていくだろう。知識の習得とともに、知識を使う能力を育てる意識が重要になる。日々の授業で、思考力やコミュニケーション能力などを鍛えて、学生と共に「世界に響く voices」を発信していきたい。





## Justice for Some: Law and the Question of Palestine

Noura Erakat et al eds, Redwood City CA: Stanford University Press,  
April 2019, 422pp

高橋 宗瑠

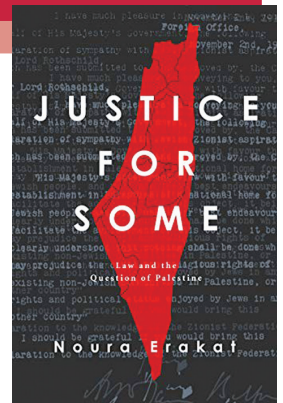
書籍紹介 3

パレスチナ問題は国際法と切っても切れない関係にあると言える。シオニストによるパレスチナ占領の発端を作った国際連盟の委託統治の覚書や、パレスチナ分割の提案、難民の帰還を定めた国連の決議、西岸における分離壁の建設に関する国際司法裁判所の勧告的意見などはどれもれっきとした法文書であり、その文言の解釈は、自ずと立場の違いによって別れる。イスラエル側もパレスチナ側も、立場の正当性を国際法に基づいて懸命に立証しようとする。それだけに法律という枠組みの中における戦いといえ、法律を武器とした戦いとも言える。紛争は平和的なデモ参加者が実弾で打たれる西岸の村や検問所、戦闘機で一般市民が爆撃されるガザと同じほど、国際法が議論されるニューヨークやジュネーブの国連の会議室にて繰り広げられているのである。

Erakat氏は本書で、法律を武器として利用することにはいかにイスラエル側の方が今まで長けてきたか、を示している。例えばシオニストロビーがイギリスに働きかけ、国際連盟の委託統治の際にイギリスが「パレスチナは sui generis(今までに例がなかった、特有な事例の意)」と宣言させることに成功した。そうしたことによって、独立準備が建前であった他の委託統治地域と一線が画されることとなり、一般の国際法が適用されず、後のユ

ダヤ人大量移住の根拠が作られた面もある。また、占領地からの撤収及び難民の帰還を定めた国連の諸決議でもイスラエル代表団は執拗に交渉し、当初の意図とかけ離れた解釈を強調したことで、事実上決議が形骸化したと言える。そして現在西岸やガザでは軍事占領の法律という「木」が重要視されるため、イスラエルによる植民地化政策という「森」が見落とされてしまうことが多い。

イスラエルにはイギリスやアメリカという大国の支持が背景にあり、強国の利益が優先されてしまう国際政治の実情があることはよく強調される。しかしそういうリアリスト一辺倒な解説はさておき、「法律による正当性」にイスラエル(及び国際社会全体)がこだわり続ける一面もあることを忘れてはならない。パレスチナは国際法をうまくこなしておらず、イスラエルの一貫した長期的な戦略に翻弄されてきた。国際刑事司法裁判所への訴えを含めて国際法をより戦略的に駆使するべきというのが、本書における Erakat 氏の主張である。



9

## Destined for War: Can America and China Escape Thucydides's Trap?

Graham Allison et al eds, Boston: Houghton Mifflin Harcourt,  
May 2017, 364pp

Richard Miller

書籍紹介 4

History may not repeat itself, the adage goes, but it rhymes. In a modern world of global interconnectivity and intertwining relationships that today cover the entire world, how far back should academics and politicians go to look for rhymes? According to acclaimed Harvard University professor Alison Graham in his latest work, "Destined for War", two and a half thousand years gives plenty of food for thought.

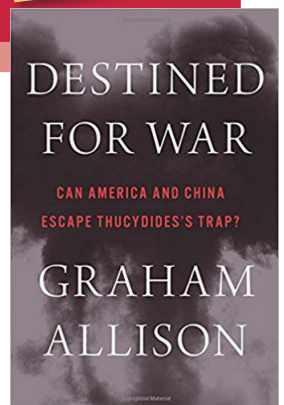
Thucydides trap is the theory based on the Peloponnesian War, from which it interprets that a rising power causes fear in an established hegemonic power making them destined for war, regardless of whether conflict is wanted or not.

Using historical perspectives, the Harvard Thucydides's Trap Project surveyed cases of rising powers challenging ruling powers, from which the book makes a strong historical argument that the rhythm is possibly playing out again, this time with the rise of China. Professor Graham implements an array of different statistics; the country's trade increased by 100 times since 1980; economic growth (every two years the economy increases by one India; one Greece every sixteen weeks!); and a massive foreign exchange reserve increase compared to the US (from 16% to

3,140%). The metrics point to a power on the rise, and if all things remain as they are the country will supplant the United States economically, at the latest, within the next two decades.

Examining implications through historical shifts of power, the book completes an exhaustive study of 16 previous times where a dominant hegemonic power was replaced by a new and rising one. The sobering results are of 12 ending up in war, but the flip side is that 25% of the time there was a peaceful transition.

The mere fact that Thucydides is still discussed in academia, is a testament to the potency of the theories he developed, and media acclaim testify to the influence of Professor Allison. Conclusions of the book are as inconclusive as any serious work should be when talking about possible future events. Thucydides once stated: "History is Philosophy teaching by example", and this book leaves readers with the hope that better understanding of the past will help prevent more of humanities biggest mistakes.



## 『異文化間教育学会におけるチャレンジ』

馬 渕 仁



「異文化」は今日ひろく日本で使われている用語であるが、それを国内で初めて使用したのは、異文化間教育学会の設立者たちであった。詳細には立ち入らないが、40年前に学会が立ち上げられて以来、「異文化理解」や「異文化交流」などの概念や実践が国内社会や教育の世界で浸透し、それが現在の「国際理解」や「多文化共生」という潮流の源となっていたのである。そうした中、創立40周年にあたる2019年度の同学会記念大会では、「異文化間教育研究における政策と研究者の役割」が特定課題研究のテーマに設定された。2018年度より研究委員会を中心に検討を始め、東京大学と豊中国際交流センターで持たれた2回の公開研究会、さらに明治大学で開催された大会で公開シンポジウムが実施され、学会の内外において広く議論が深められたのである。企画者、司会者として本研究に関わった者として、以下にその経緯と内容を紹介し、今後の課題について述べたい。

まず、経緯と背景についてである。2019年は、日本の国際化にとって、画期的な変革の年であった。それは周知のとおり、いわゆる入国管理に関する法令が改正されたことに起因する。関係者は、幕末の開国、第二次世界大戦後の変革に次ぐ、日本社会の大きなターニングポイントとしても、この入管法改正を捉えている。すなわち、政府は頑として「移民」という言葉を使用しないが、事実上、日本が初めて移民の受入を公的に開始した年となったわけである。ただし、すでに2018年において、40万人以上の外国人を移民として（国連の定義では一年以上を経た他国からの居住者を移民とみなす）受けれていた日本は、数の上だけで言えば世界で第5位の移民受入

国になっていたことはあまり知られていない。また、戦後長く全人口の1%であった外国人居住者は、近年瞬く間に2%となり、その増加はさらに進むと考えられている。しかし問題は、国も社会も、また大半のメディアもその変化への反応と対応はまことに鈍重であり、極言すれば無策ともいえる状態が続いていることである。

実態のごく一例を挙げよう。技能実習生というカテゴリーの外国人居住者は、基本的に3年間しか滞在できず転職不可、家族の帯同不可、異常な長時間労働と低賃金、またハラスメントが横行する職場環境のため、失踪者が絶えない。また年間30万人という目標を達したと喧伝される留学生の半数以上は大学には在籍せず、留学生ビザを在留資格にした安価な労働者として、コンビニや惣菜工場、建設現場などで早朝から翌日まで働いている者が多数いる。彼/彼女たちは、長い目で捉えると、超少子高齢化の進む日本社会を支えてくれるであろう貴重な存在なのであるが、国や社会の構造は、そのような捉え方を全くといってよいほどしていない。そのツケは10年、そして20年後の日本に大きな負担としてのしかかる。他の先進国やアジアでも中国、韓国、タイ、シンガポールなどの国と比した場合、一律には言えないものの、日本の無策状態は突出しているのである。

日本では、こうした実態と共に、その領域の研究者と関係者が、国の政策にほぼ関与できていないことも大きな問題である。それが、冒頭で紹介した異文化間教育学会の課題研究として取り上げられた根底にあった。発題者は、国内の自治体でもっとも外国人住民と関わりを持ち続けてきた豊中国際交流協会の代表、榎井緑氏、留学生施策と実態の乖離の問



題において第一人者であり、国内外で広く研究を進める太田浩氏、近年で研究者の声が文部行政を変えた唯一ともいえる事例である夜間中学校問題を分析し、韓国の多文化政策に詳しい金侖貞氏の3名であった。

指定討論者を交えたフロアとの活発な意見交換が行われ、出席者間ではほぼ満場の賛同を得るに至った。支持されたテーマと今後の課題は、次の3点にまとめられる。

まずこの問題について、これまでの日本の取り組みのように自治体やNGO任せではなく、マクロな視点に立ち、国家予算を伴う国策として扱うべきである、という点である。そのために、同学会のメンバーが連なる有識者会議等での発言が、政策形成に関与することが求められる。第二に、世論形成のために

メディアへの働きかけを強め、「国際」の捉え方そのものが変化していることへの覚醒を図る重要性である。もちろん海外における国際問題も看過できないが、国内に流入する外国人といかに共生社会を構築するかは、まさに喫緊の国際課題なのである。その点で、本学の国際共生研究所が果たせる役割は大きい。最後に、大学や研究機関に連なる教職員と学生が、自らの将来を左右する最重要課題のひとつとして、国内の外国人との社会構築へ取り組む必要が挙げられる。国際問題は私たちの隣人の問題であるとの認識が肝要であり、説得力のあるエビデンスを伴った提示と実践が高等教育機関に求められている。

残された時間が限られていくなか、本研究所においても、この課題への取り組みが推進されることを祈念している。

## NGO紹介

### ビジネスと人権：CSRとの違い

高橋 宗瑠

国連を退官して日本に帰国した2014年6月から大阪女学院大学に就任した2019年まで、Business & Human Rights Resource Centre という国際人権NGOの日本代表を務めた。ビジネスと人権の分野において重要な役割を果たす団体で、本稿ではビジネスと人権の概要と、団体の紹介をしたい。

企業が引き起こす人権問題が本格的に社会問題として注目され、ビジネスと人権の重要性が認識されるようになったのは、90年代後半である。冷戦が終わり、「資本主義が勝利した」とされると多国籍企業の事業はますます拡大し、国際的なサプライチェーンも構築された。企業活動に対するいかなる制約をも敵視する新自由主義的な経済運営が「唯一の道」とされるようになり、新興国などは多国籍企業の投資を呼び込もうと、競うようにして労働規制などを撤廃し、「企業活動がしやすい環境」が重要視されるようになった。そして、国際的ブランドのサプライヤーに強制労働と言える過酷な労働環境が常態化していることが発覚すると、「企業にも人権を尊重する責任があるのではないのか」と市民運動が沸き起こったのである。

それに対して多くの企業が打ち出したのは、「CSR」、即ち Corporate Social Responsibility、「企業の社会的責任」であり、今でも「ビジネスと人権」と聞くとまず「CSR」を思い浮かべるのが一般的であろう。日本でも特に大きい企業は定期的に「CSR報告書」や「サステナビリティ報告書」などを出しており、利益を社会に還元する責任を果たすのにどのようなことをしているかをアピールしている。

しかし、そもそも何が企業の社会的責任で、何をすればそれが果たせるのかなどという具体的な指針がなく、CSRは曖昧なまま進んで来たという状況が

ある。実際各企業のCSR報告書などを見ると寄付活動や従業員のボランティア休暇制度などがほとんどで、それらは無論望ましいことに違いないが、利益が落ちるとまず真っ先にそれが減らされてしまうことは今まで見て来た通りである。

依然として曖昧なCSRに対して、明確なのは、2011年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」である。「何となく人に優しいことをする」というのに終わりがちなCSRと違い、指導原則は国際人権基準及び国際労働基準という明確な法的基準に依拠し、企業にもそれらを尊重する責任（国家の法的義務とは違う）があるとしている。そしてその責任は、人権を直接侵害しないというだけでなく、間接的にも加担しないということにも及ぶことを明確にしたのも、指導原則の大きなポイントである。サプライヤーやビジネスパートナーなどに関しても企業は「別企業なので我関せず」でなく、人権侵害に加担しないための相当な注意を払うべきである、というのが指導原則の根幹なのである。

### 研究に最適、 Business & Human Rights Resource Centre

オリンピックが原動力にもなり、今は日本の大企業の多くが指導原則遵守を宣言しており、指導原則に沿った人権方針を策定し、人権侵害に加担しないための調査を模索している。それでも当然人権問題

は絶えないというのが実情であり、市民団体が続けて企業活動を監視し、懸念を表明することが重要である。その中において、Business & Human Rights Resource Centre の活動は他に類がなく、重要な位置を占めている。アムネスティ・インターナショナルなどその他主要な人権団体のように自ら人権状況を調査して報告書を作成してアドボカシーをするのではなく、ビジネスと人権に関するあらゆる情報を収集し、それをサイト (<https://www.business-humanrights.org>) に集積するというのが活動である。リソースセンターという名の通り、「ここにさえ行けばビジネスと人権で何が起きているのかが分かる」という、ワンストップ情報センターのような団体とも言える。ロンドンに本部があり、ニューヨークにも支部があるが、そのほかに18カ国に当時の私のような代表がおり、それぞれの現地でNGOと連携し、国際的な情報発信を手助けしている。例えば日本のNGOは小規模な団体が多く、出す情報は日本語に限ることが多いので、そのまま日本国内で情報が眠っている場合がほとんどである。リソースセンターではそのような情報も集めてサイトに掲載し、英語のサマリーをつけることで、広い国際社会にも日本の現状が知られるように貢献しているのである。

もう一つリソースセンターの特徴は、特定の企業が名指しで指摘を受けた場合、必ずその企業にアプローチをし、回答（見解とも言える）を求めるとい

うことである。資料センターはその指摘の元となった調査をしたわけではないので、中立的なアクターとして、企業側の回答を求め、入手した場合はそのままPDF化して、NGOの指摘と一緒に掲載される。指摘を受けた側も主張を述べるフェアチャンスと言えるが、何よりもアカウンタビリティを強化するための手段である。NGOの指摘を無視するべきでなく、十分に向き合って対応するべきであるという考えがこの活動の元にある。なお、求めても回答がなかった場合は「回答がなかった」とサイトに掲載されるので、「NGOと対話しない企業」と国際社会でみなされることになる。リソースセンターの中立性も評価され、グローバルでは73%以上の回答率になっている。

情報を蓄積し、公開するのが団体の存在意義なので、NGOの指摘やそれに対する企業側の回答は全てサイトで閲覧できる (<https://www.business-humanrights.org/en/company-response-rates>)。リアルタイムでアップデートされるエクセルのシートがダウンロードでき、例えば「日本の自動車産業で回答がなかった案件」などとフィルターをかけることが可能なので、研究に最適である。実際研究者に使われることが多く、「リソースセンターへの回答率の推移と人権尊重改善の相互関連性」などとそれ自体が研究テーマにされることもある。是非ともお使いいただければ幸いに思う。



国連人権高等弁務官事務所主催

2016年4月19-20日ビジネスと人権に関するアジア地域フォーラム（於ドーハ）のパネリストたち（右端筆者）

★今年は、黒澤満所長の定年退職を控えて、研究の軌跡をまとめて頂いた。その研究の歩みと同時代に進行した軍縮史と世界終末時計を編集部の方で並べてみた。環境破壊・温暖化と並んで再び核戦争による人類滅亡の危険が鎌首をもたげてきた様子が伺え、益々国際共生研究の重要性が高まり、身が引き締まる。（は）

☆世界のリーダーたちを前に、環境問題に真剣に取り組むことを求めた16歳の少女グレタさんが国連の温暖化対策サミットで演説をした。これから未来を生きていく若者や子供たちが平和な世界で共生するために我々がどう行動すべきかを改めて考えなければならないと感じている。（お）